

議案第81号

芽室町道路占用料徴収条例中一部改正の件

芽室町道路占用料徴収条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年3月2日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

芽室町道路占用料徴収条例（昭和28年条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第3号に掲げる施設の項を次のように改める。

法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円
			その他のもの		7円
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本につき1年	540円
	その他のもの	上空に設けるもの	地下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	340円
					200円
	その他のもの				

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 説 明

芽室町道路の構造の技術的基準等を定める条例の改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案				現 行			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料
—略—				—略—			
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円	法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	20円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		29円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43円		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		43円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		57円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		86円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円

改正案					現 行					
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			200円			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		200円
		外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの			290円			外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		290円
		外径が1メートル以上のもの			570円			外径が1メートル以上のもの		570円
法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	2円	法第32条第1項第3号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	950円	
			その他のもの			7円				
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	540円	法第32条第1項第6号に掲げる施設		祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	10円	
		その他のもの	上空	占有面積1	340円		その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	100円	
—略—										

改正案				現行	
		の	に設けるもの	平方メートルにつき1年	
			地下に設けるもの		200円
		その他のもの			950円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1日	10円	
	その他のもの		占有面積1平方メートルにつき1月	100円	
—略—					
附 則					

改正案	現 行
<u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	